

中山城山『校正天文訓』（第六段）第十二段）の訳注と 泊園書院への知識の継承

高橋 あやの

はじめに

前稿「中山城山『校正天文訓』（第一段）第五段）の訳注と流布本の検討」（『東西学術研究所紀要』第五十輯、二〇一七年）にて中山城山の『校正天文訓』を取り上げ、第一段から第五段までの訳注と、「流布本」についての検討を行なった。紙幅の都合で後半部分については言及できなかったため、本稿において第六段から第十二段までの訳注を作成し、併せて泊園書院との関わりについて考察する。

一 『校正天文訓』の訳注

凡例については、前稿を参照。

〔原文〕

中山城山『校正天文訓』（第六段）第十二段）の訳注と泊園書院への知識の継承

天圓」地方道在中央。（①道者、謂陰陽之往來。）日爲德、月爲刑。

（②日月、謂陰陽。）月歸而萬物死、（③月歸謂夏至。）日至而萬物

生。（④日至、謂冬至。）遠山則山氣藏、（⑤山者、謂西北之不周

山。山氣者、謂草木靄之氣。遠山、即謂夏天影在東南也。）遠水則

水蟲蟄、（⑥水者、謂東南之水潦。遠水者、即謂冬天影在西北也。）

遠木則木葉槁。（⑦木者、謂扶桑木。下云、日出于暘谷、浴于咸

池、拂于扶桑。又十洲記云、扶桑在碧海中、樹長數千丈三千圍。

兩樹相依憑、故曰扶桑、是也。遠木、謂秋天影在西極也。）日五日

不見、（⑧謂霖雨五日也。）失其位也、聖人不與也。

⑨右第一章、紀四時之變。

〔校勘〕

一 「圓」、北宋本是「員」に作る。

〔書き下し〕

- ①道は、陰陽の往来を謂う。
 ②日月は、陰陽を謂う。
 ③月帰るを夏至と謂う。
 ④日至るを冬至と謂う。
 ⑤山は、西北の不周山を謂う。山気は、草木鶻の氣を謂う。遠山は、即ち夏の天影東南に在るを謂うなり。
 ⑥水は、東南の水潦を謂う。遠水は、即ち冬の天影西北に在るを謂うなり。
 ⑦木は、扶桑の木を謂う。下に云う、日は暘谷より出で、咸池に浴し、扶桑に払う。又た『十洲記』に云う、「扶桑は碧海中に在り、樹の長は数千丈三千圍」と。両樹は相い依憑す、故に扶桑と曰うは、是れなり。遠木は、秋の天影西極に在るを謂うなり。
 ⑧霖雨を五日と謂うなり。
 ⑨右第一章、四時の変を紀す。

〔原文〕

日出于暘谷、浴于咸池、拂于扶桑、是謂晨明。(①暘谷、咸池、共日出処。)登于扶桑、爰始將行、是謂朏明。(②朏音屈、朏明夜將明也。)至于曲阿是謂旦明。(③平旦也。)至于曾泉是謂蚤食。至于栗野、是謂晏食。(④曾泉、栗野、共在東南。)至于衡陽、是謂隅

中。至于昆吾、是謂正中。(⑤衡陽、昆吾、共正南山。)至于鳥次是謂小還。(⑥鳥次西南之山。)至于悲谷、是謂舖^一。(⑦悲谷、亦西南之谷。)至于女紀、是謂大還。(⑧女紀、正西之地。)至于淵虞、是謂高春。(⑨淵虞、西北之地。)至于連石、是謂下春。(⑩連音爛。連石西北之山。)至于悲泉、爰止其女、爰息其馬、是謂縣車。(⑪悲泉亦西北之泉。)至于虞淵、是謂黃昏。(⑫虞淵、亦西北之地。)至于蒙谷、是謂定昏。(⑬蒙谷、亦西北之地、日已没晦蒙之義。)日入于虞淵之汜、(⑭汜水貌。)曙於暘^二谷之浦、(⑮流布本暘作蒙、誤矣。浦涯也。)行九州七舍、有五億萬七千三百九里。(⑯天地之間有九州、九州有七舍、卽刑德之所舍也。蓋天三地二爲五、加二氣爲七、日月星爲三、衍而爲九。)禹以爲朝晝昏夜。夏日至、則陰乘陽、是以萬物就而死。(⑰夏日至、卽謂五月之中。)冬日至、則陽乘陰、是以萬物仰而生。(⑱冬日至、卽謂十一月之中。)晝者陽之分、夜者陰之分、是以陽氣勝、則日脩而夜短、(⑲謂夏至之時。)陰氣勝、則日短而夜脩。(⑳謂冬至之時。)

⑳右第二章、紀晝夜之分。

〔校勘〕

一 「舖」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「時」の字有り。
 二 「春」、北宋本は「春」に作る。
 三 「暘」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「蒙」に作る。

〔書き下し〕

- ① 陽谷、咸池は、共に日出づる処。
- ② 朏音は屈、朏明は夜將に明けんとするなり。
- ③ 平旦なり。
- ④ 曾泉、棄野は、共に東南に在り。
- ⑤ 衡陽、昆吾は、共に正南の山。
- ⑥ 鳥次は西南の山。
- ⑦ 悲谷も亦た西南の谷。
- ⑧ 女紀は、正西の地。
- ⑨ 淵虞は、西北の地。
- ⑩ 連音は爛。連石は西北の山。
- ⑪ 悲泉も亦た西北の泉。
- ⑫ 虞淵も亦た西北の地。
- ⑬ 蒙谷も亦た西北の地、日已に没して晦蒙するの義。
- ⑭ 汜水の貌。
- ⑮ 流布本の暘を蒙に作るは、誤り。浦は涯なり。
- ⑯ 天地の間に九州有り、九州に七舎有り、即ち刑徳の舍る所なり。蓋し天三地二は五と為り、二氣を加えて七と為り、日月星は三と為り、衍^ノべて九と為る。
- ⑰ 夏の日至るは、即ち五月の中を謂う。
- ⑱ 冬の日至るは、即ち十一月の中を謂う。
- ⑲ 夏至の時を謂う。

⑳ 冬至の時を謂う。

㉑ 右第二章、昼夜の分を紀す。

〔原文〕

帝張四維、⁽¹⁾帝謂天帝。四維者、四方之隅也。⁽²⁾運之以斗、⁽³⁾斗北斗也。史記、斗爲帝車、運于中央、是也。月徙一辰、復反其所。⁽⁴⁾十二月徙十二辰、故一年復反其所。正月指寅、十二月指丑^一、一歲而匝^二、終而復始。指寅、⁽⁵⁾寅^三則萬物蟄^四、⁽⁶⁾卯則動生貌。⁽⁷⁾律受太簇。太簇者、簇而未出也。指卯、⁽⁸⁾卯則茂茂然、律受夾鍾。夾鍾者、種始莢也。⁽⁹⁾蕤^五兆也。指辰、⁽¹⁰⁾三月^一辰則振之也、⁽¹¹⁾辰^二振調也。律受姑洗。姑洗者、陳去而新來也。指巳、⁽¹²⁾巳^三則生已定也。律受仲呂。仲呂者、仲充大也。指午、⁽¹³⁾五月^一午者、忤也、律受蕤賓。蕤賓者、安而服也。⁽¹⁴⁾未^二忤者、愕布也。陰陽交而陰氣猶少、故安服。指未、⁽¹⁵⁾六月^一未、味^六也、⁽¹⁶⁾流布本、味作昧、非也。史記、未者、言萬物皆成有滋味。⁽¹⁷⁾律受林鍾。林鍾者、引而止也。⁽¹⁸⁾陽之功已成、是以陰引陽而止之也。指申、⁽¹⁹⁾七月^一申^七者、呻之也、⁽²⁰⁾秋氣淒悲而昆蟲吟呻也。律受夷則。夷則者、易其則也、德以去矣。⁽²¹⁾言刑用事而德氣去。指酉、⁽²²⁾八月^一酉者、飽也、⁽²³⁾言五穀成熟、而生飽于食也。律受南呂。南呂者、任包大也。⁽²⁴⁾南任也。時物皆秀、有孌^二之象。指戌、⁽²⁵⁾九月^一戌者、滅也、⁽²⁶⁾言萬物摧

藏而滅也。)律受無射。無射者^八、入^九無厭^十也。(24)言畜藏庶物、而無厭^十也。)指亥、(25)十月。)亥者、閔也。(26)閔、藏塞也。言陽氣閉藏、爲萬物之種也。)律受應鍾。應鍾者、應其鍾也。(27)言萬物閉藏、而應黃鍾之促也。)指子、(28)十一月。)子者、茲也。(29)言萬物滋生於下也。)律受黃鍾。黃鍾者、鍾于^{十一}黃也。(30)流布本、于作已。恐以蒙誤。言陽氣聚乎黃泉也。)指丑、(31)十二月。)丑者、紐也。(32)史記云言陽氣在上未降。萬物厄紐未敢出也。)律受大呂。大呂者、旅々而去也。(33)言陰氣相牽去而促陽氣也。)其加卯酉、則陰陽分、日夜平矣。(34)卯謂春分、酉謂秋分。)故曰規生矩殺、衡長權藏。(35)規東方、矩西方、衡南方、權北方也。見五星章。)繩居中央、(36)繩者、謂東西南北、即四隅之中央也。)爲四時根。

③7 右第三章、紀北斗之所以主十二月。

③8 以上第六段。

〔校勘〕

- 一 「丑」、北宋本は「子」に作る。
- 二 「匝」、北宋本は「巾」に作る。
- 三 「寅」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 四 「蟪」の後、集解には「蟪也」の字有り。
- 五 「也」、北宋本は「之」に作る。
- 六 「昧」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「昧」に作る。

- 七 「申」、北宋本にはなし。
- 八 「者」、道藏本、北宋本、集解にはなし。集解の校勘に「無射」下似當有「者」字とあり。
- 九 「入」、四庫本にはなし。
- 十 「厭」、道藏本は「獸」に作る。
- 十一 「于」、北宋本、四庫本、集解は「已」に作る。

〔書き下し〕

- ① 帝は天帝を謂う。四維は、四方の隅なり。
- ② 斗は北斗なり。『史記』の、「斗は帝車爲り、中央を運る」は、是れなり。
- ③ 十二月にして十二辰を徒る、故に一年にして復た其の所に反る。
- ④ 正月。
- ⑤ 動生の貌。
- ⑥ 二月。
- ⑦ 莢は兆なり。
- ⑧ 三月。
- ⑨ 振は調なり。
- ⑩ 四月。
- ⑪ 五月。
- ⑫ 忤は、布愕なり。陰陽交わりて陰氣猶お少なし、故に安服す。
- ⑬ 六月。

⑭流布本、味を味に作るは、非なり。『史記』に、「未は、万物皆成りて滋味有るを言う」と。

⑮陽の功已に成り、是を以て陰は陽を引ききて之れを止むるなり。

⑯七月。

⑰秋氣凄悲にして昆蟲吟呻するなり。

⑱言うところは、刑事を用いて徳の氣去る。

⑲八月。

⑳言うところは、五穀成熟して、生食に飽くなり。

㉑南は任なり。時に物皆な秀で、孌妊の象有り。

㉒九月。

㉓言うところは、万物摧蔵して滅するなり。

㉔言うところは、庶物を畜蔵して、厭飫無きなり。

㉕十月。

㉖閏は、蔵め塞くなり。言うところは、陽氣閉蔵し、万物の種と為るなり。

㉗言うところは、万物閉蔵して、黄鍾の促に応ずるなり。

㉘十一月。

㉙言うところは、万物下に滋生するなり。

㉚流布本、手を已に作る。恐らくは篆を以ての誤り。言うところは、陽氣黄泉に聚まるなり。

㉛十二月。

㉜『史記』に云う、「言うところは、陽氣上に在りて未だ降らず。

万物厄紐して未だ敢えて出でざるなり」と。

⑳言うところは、陰氣相牽き去りて陽氣を促すなり。

㉑卯は春分を謂い、酉は秋分を謂う。

㉒規は東方、矩は西方、衡は南方、權は北方なり。五星の章を見よ。

㉓繩は、東西南北、即ち四隅の中央を謂うなり。

㉔右第三章、北斗の十二月を主るを紀す。

㉕以上第六段。

〔原文〕

道曰規、始於一、(①謂混然之一氣。)一而不生、故分而爲陰陽、陰陽合和而萬物生、故曰一生二、(②混然之一氣、生陰陽。)二生三、(③陰陽生日月星。)三生萬物。天地三月而爲一時、(④是天地自然之道。)故祭祀三飯以爲禮、(⑤是聖人製作之意。)喪紀三踊以爲節、兵重三軍以爲制。(⑥流布本、三軍作三罕。罕罕同、大旗也。蔡邕獨斷⁵、前驅有九旒雲罕、是也。律呂新書注、引陳賜樂書作三軍。今從之。)以三參物、三三如九、(⑦如讀爲而。)故黃鍾之律九寸、而宮音調。因而九之、(⑧以九乘九。)九九八十一、故黃鍾之數立焉。(⑨以八十一爲黃鍾數。)黃者、土德之色、鍾者、氣之所種也。(⑩種當作鍾。聚也。)日冬至、德氣爲土、土色黃、故曰黃鍾。律之數六、分爲雌雄、故曰、十二鍾以副十二月。十二各

以三成、故置一而十一、三之爲積分十七、萬七千一百四十七、黃鍾大數立焉。(⑪漢律曆志⁶云、大極元氣、函三爲一、行十二辰。始動於子、參之於丑、得三。又參之於寅、得九、又參之於卯、得二十七、又參之於辰、得八十一、又參之於巳、得二百四十三、又參之於午、得七百二十九、又參之於未、得二千八百七十七、又參之於申、得六千五百六十一、又參之於酉、得萬九千六百八十三、又參之於戌、得五萬九千四十九、又參之於亥、得十七萬七千一百四十七。是法、實置一、而法置三、實如法、十一以三乘之、而此大數立焉。)凡十二律、黃鍾爲宮、太簇爲商、姑洗爲角、林鍾爲徵、南呂爲羽。物以三成、(⑫言三生萬物。)音以五立、(⑬言以五音立。)三與五如八、故卯生者八竅。(⑭鳥類無小便道、故八竅。)律之初生也、寫鳳之音、故音以八生。(⑮言擬鳥類八竅、故隔八相生。)黃鍾爲宮、宮者、音之君也、故黃鍾位子、(⑯子者正北也。)其數八十一、主十一月、下生林鍾。(⑰從黃鍾至林鍾隔八。)林鍾之數五十四、主六月、上生太簇。(⑱從林鍾至太簇隔六。)太簇之數七十二、主正月、下生南呂。南呂之數四十八、主八月、上生姑洗。姑洗之數六十四、主三月、下生應鍾。應鍾之數四十二、主十月、上生蕤賓。蕤賓之數五十七、主五月、上生太呂。太呂之數七十六、主十二月、下生夷則。夷則之數五十一、主七月、上生夾鍾。夾鍾之數六十八、主二月、下生無射。無射之數四十五、主九月、上生仲呂。仲呂之數六十、主四月、極不生。徵生宮、宮生商、商生羽、羽生角、角生姑洗、姑洗生應鍾、比於正音、故爲和。(⑲蓋

五音爲正音。應鍾之聲低于羽音、故曰比於正音也。)應鍾生蕤賓、不比於^五正音、故爲繆。(⑳蕤賓之聲、徵與角之間、故曰不比於正音也。)日冬至、音比林鍾、侵^五以濁。日夏至、音比黃鍾、浸以清。以十二律、應二十四時之變。甲子、仲呂之徵也。丙子、夾鍾之羽也。戊子、黃鍾之宮也。庚子、無射之商也。壬子、夷則之角也。

⑳右第一章、紀鍾律之所以調二十四氣。

〔校勘〕

一 「軍」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「罕」に作る。集解引く王念孫の説は「罕當爲軍。言兵革之事以三軍爲制也。軍字草書作罕、與罕相似而誤。」

二 「十七」、道藏本、北宋本は「七十」に作る。

三 「太」、道藏本は「大」に作る。

四 「無」、北宋本は「元」に作る。「无」の誤りであろう。

五 「於」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

六 「侵」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「浸」に作る。城山の誤りであろう。

〔書き下し〕

① 混然の一氣を謂う。

② 混然の一氣、陰陽を生ず。

③ 陰陽、日月星を生ず。

- ④是れ天地自然の道。
 ⑤是れ聖人製作の意。
 ⑥流布本、三軍を三罕に作る。罕罕は同じ、大旗なり。蔡邕『独断』に、「前駆に九旒雲罕有り」とは、是れなり。『律呂新書』の注に、陳賜『樂書』を引くは、三軍に作る。今之れに従う。
 ⑦「如」は讀みて「而」と為す。
 ⑧九を以て九に乗ず。
 ⑨八十一を以て黄鍾の数と為す。
 ⑩種は当に鍾に作るべし。聚なり。
 ⑪『漢』律曆志に云う、「大極の元氣は、三を函れて一と為し、十二辰を行る。子より始動し、之れを丑に參にし、三を得。又た之れを寅に參にし、九を得、又た之れを卯に參にし、二十七を得、又た之れを辰に參にし、八十一を得、又た之れを巳に參にし、二百四十三を得、又た之れを午に參にし、七百二十九を得、又た之れを未に參にし、二千八百七十七を得、又た之れを申に參にし、六千五百六十一を得、又た之れを酉に參にし、萬九千六百八十三を得、又た之れを戌に參にし、五萬九千四十九を得、又た之れを亥に參にし、十七萬七千一百四十七を得」と。是の法は、実は一を置き、法に三を置き、実法の如くして、十一たび三を以て之れを乗ずる。而して此の大数立つ。
 ⑫言うところは三たび万物を生ず。
 ⑬言うところは五音を以て立つ。

⑭鳥類に小便道無し、故に八竅。

⑮言うところは鳥類の八竅に擬う、故に八を隔てて相い生ず。

⑯子は正北なり。

⑰黄鍾従り林鍾に至るまで八を隔つ。

⑱林鍾従り太簇に至るまで六を隔つ。

⑲蓋し五音を正音と為す。應鍾の声羽音に低る、故に正音に比すと曰うなり。

⑳蕤賓の聲は、徵と角の間、故に正音に比せずと曰うなり。

㉑右第一章、鍾律の二十四氣を調うる所以を紀す。

〔原文〕

古之爲度量輕重、生乎天道。(①輕重、謂權衡。)黄鍾之律、修九寸、物以三生、(②一生二、二與一爲三。三生九、故曰物以三生。)三九二十七、故幅廣二尺七寸。(③布帛幅二尺七寸爲法。)音以八相生、(④隔八相生、故曰以八相生。)故人修八尺、(⑤流布本、有尋自倍三字、恐衍文。)故八尺而爲尋、尋自倍是爲常。(⑥流布本、脱尋自以下六字、恐誤。今補之。)有形則有聲、音之數五、以五乘八、五八四十、故四丈而爲匹。(⑦布帛四丈爲匹。)匹者、中人^レ之度也。一匹而爲制。秋分稊定、(⑧稊音貓、禾芒也。定成也。)稊定而禾熟。律之數十二、故十二^三稊而當一粟、十二粟而當一寸。律以當辰、(⑨有十二律。)音以當日、(⑩有十音。)日之數

十、(①從甲至亥。)故十寸而爲尺、十尺而爲丈。其以爲量、十二粟而當一分、十二分而當一銖、十二銖而當半兩。衡有左右、因倍之、故二十四銖爲一兩。天有四時、以成一歲、因而四之、四々十六、故十六兩而爲一斤^四。三月而爲一時、三十日而爲一月、故三十斤^四爲一鈞。四時而爲一歲、故四鈞爲一石。其以爲音也、一律而生五音、十二律而爲六十音、因而六之、六々三十六、故三百六十音以當一歲之日。故律曆之數、天地之道也。下生者倍、(⑫以二乘之、故曰倍。)以三除之、(⑬以三除之得數。)上生者四、(⑭以四乘之、故曰四。)以三除之。(⑮亦以三除之得數。)

⑯右第二章、紀鍾律之所以爲萬事根本也。

⑰以上第七段。

〔校勘〕

- 一 「尺」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「尋自倍」の字有り。
- 二 「尋自倍是爲常」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 三 「二」、道藏本は「三」に作る。
- 四 「斤」、集解は「觔」に作る。
- 五 「而」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

〔書き下し〕

① 輕重は、權衡を謂う。

- ② 一は二を生じ、二は一と与に三を爲す。三は九を生ず、故に物三を以て生ずと曰う。
- ③ 布帛は幅二尺七寸を法と爲す。
- ④ 八を隔てて相い生ず、故に八を以て相い生ずと曰う。
- ⑤ 流布本、「尋自倍」の三字有り、恐らくは衍文。
- ⑥ 流布本、「尋自」以下の六字を脱す、恐らく誤り。今之れを補う。

⑦ 布帛は四丈を匹と爲す。

⑧ 粟音は貓、禾芒なり。定は成るなり。

⑨ 十二律有り。

⑩ 十音有り。

⑪ 甲従り亥に至る。

⑫ 二を以て之れに乗ず、故に倍と曰う。

⑬ 三を以て之れを除せば、數を得。

⑭ 四を以て之れに乗ず、故に四と曰う。

⑮ 亦た三を以て之れを除せば數を得。

⑯ 右第二章、鍾律の万事の根本を爲す所以を紀すなり。

⑰ 以上第七段。

〔原文〕

太陰元始建于甲寅、一終而建甲戌、(①)上云、甲寅元、日行一度、

而歲有奇四分之度之一。故四歲而積千四百六十一日而復合。故八十歲而復、蓋甲寅至癸酉八十歲而得甲戌。是一終也。二終而建甲午、三終而復得甲寅之元。(2)二百四十歲而得甲寅。歲徙一辰、

(3)十二歲而一周天。(4)立春之後、得其辰而遷其所順、(5)以立春後所徙、爲其年之辰也。(6)前三後五、百事可舉。(7)太陰所居之前三則有蒼龍、後五則有玄武。是日而百事可舉行也。蒼龍之辰爲辰、辰爲滿。玄武之辰爲戌、戌爲成。(8)太陰所建、蟄蟲首穴而處、鵠巢鄉而爲戶。(9)下云、太陰在前刑、右背德。又云、太陰所居、不可背而可向。是蓋施恩惠之神、故向則吉、背則凶。(10)太陰在寅、朱鳥在卯、(11)文耀鉤云、南宮亦帝、其精爲朱鳥也。(12)勾陳在子、(13)星經云、勾陳六星、在五帝下、大帝正妃。又主天子六軍、又主三公。(14)玄武在戌、(15)文耀鉤云、北宮黑帝、其精玄武。(16)白虎在酉、(17)文耀鉤云、西宮白帝、其精白虎。蒼龍在辰。(18)文耀鉤云、東宮蒼帝、其精蒼龍。是皆謂六神所在方位。(19)寅爲建、(20)爲建立之義。(21)卯爲除、(22)爲掃除之義。(23)辰爲滿、(24)爲充滿之義。(25)巳爲平、(26)爲平安之義。(27)主生。(28)以上四者主生成。(29)午爲定、(30)爲安定之義。(31)未爲執、(32)爲執守之義。(33)主陷。(34)主使陷沒者。執守而安定之義也。(35)申爲破、(36)爲破滅之義。(37)主衡。(38)玉衡者、北斗之第五星。(39)酉爲危、(40)爲危殆之義。(41)主杓。(42)北斗之第七星。(43)戌爲成、(44)爲成就之義。(45)主小德。亥爲收、(46)爲收藏之義。(47)主大德。子爲開、(48)爲開遍之義。(49)主大歲。(50)謂咸池。(51)丑爲閉、(52)爲閉塞之義。(53)主大陰。

②9 右第一章、紀大陰之所以爲諸神之最及諸神之所居日之吉凶。

〔校勘〕

一 「收」、北宋本は「牧」に作る。

二 「大」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「太」に作る。

〔書き下し〕

①上に云う、甲寅の元、日に一度を行りて、歳に奇四分之度の一有り。故に四歳にして千四百六十一日を積して合に復す。故に八十歳にして復すは、蓋し甲寅は癸酉に至るまで八十歳にして甲戌を得。是れ一終なり。

②二百四十歳にして甲寅を得。

③十二歳にして一周天す。

④立春の後徙る所を以て、其の年の辰と爲すなり。

⑤太陰の居る所の前三なれば則ち蒼竜有り、後五なれば則ち玄武有り。是れ日にして百事舉行すべきなり。蒼竜の辰を辰と爲し、辰は滿爲り。玄武の辰を戌と爲し、戌は成爲り。

⑥下に云う、「太陰前に在りて刑し、右すれば徳に背く」と。又た云う、「太陰の居る所、背くべからずして向かうべし」と。是れ蓋し恩恵を施すの神、故に向かえば則ち吉、背けば則ち凶。

⑦『文耀鉤』に云う、「南宮は亦帝、其の精は朱鳥爲るなり」と。

⑧『星經』に云う、「勾陳六星、五帝の下に在り、大帝の正妃」と。
 又た天子の六軍を主り、又た三公を主る。
 ⑨『文耀鉤』に云う、「北宮は黒帝、其の精玄武」と。
 ⑩『文耀鉤』に云う、「西宮は白帝、其の精白虎」と。
 ⑪『文耀鉤』に云う、「東宮は蒼帝、其の精蒼竜」と。是れ皆な六神の在る所の方位を謂う。

- ⑫建立の義為り。
 ⑬掃除の義為り。
 ⑭充滿の義為り。
 ⑮平安の義為り。
 ⑯以上四者生成を主る。
 ⑰安定の義為り。
 ⑱執守の義為り。
 ⑲陥没せしむる者を主る。執守して安定するの義なり。
 ⑳破滅の義為り。
 ㉑玉衡は、北斗の第五星。
 ㉒危殆の義為り。
 ㉓北斗の第七星。
 ㉔成就の義為り。
 ㉕収蔵の義為り。
 ㉖開遍の義為り。
 ㉗咸池を謂う。

㉘閉塞の義為り。

㉙右第一章、大陰の諸神の最爲る所以及び諸神の居る所の日の吉凶を紀す。

〔原文〕

太陰在寅、歲名曰攝提格、其雄爲歲星、舍斗^一牽牛、(①蓋歲星與太陰相背行。)以十一月與之晨出東方、(②歲星與斗牛、晨出東方。)東井輿鬼爲對。太陰在卯、歲名曰單闕、歲星舍須女虛危、以十二月與之晨出東方、柳七星張爲對。太陰在辰、歲名曰執除、歲星舍營室東壁、以正月與之晨出東方、翼軫爲對。太陰在巳、歲名曰大荒落、歲星舍奎婁、以二月與之晨出東方、角亢爲對。太陰在午、歲名曰敦牂、歲星舍胃昂畢、以三月與之晨出東方、氏房心爲對。大^二陰在未^三、歲名曰協洽、歲星舍觜^四參、以四月與之晨出東方、尾箕爲對。太陰在中、歲名曰涪灘、歲星舍東井輿鬼、以五月與之晨出東方、斗牽牛爲對。太陰在酉、歲名曰作噩^五、歲星舍柳七星張、以六月與之晨出東方、須女虛危爲對。太陰在戌^六、歲名曰闍茂、歲星舍翼軫、以七月與之晨出東方、營室東壁爲對。太陰在亥、歲名曰大淵獻、歲星舍角亢、以八月與之晨出東方、奎婁爲對。太陰在子、歲名曰^七困敦、歲星舍氏房心、以九月與之晨出東方、胃昂畢爲對。太陰在丑、歲名曰赤奮若、歲星舍尾箕、以十月與之晨出東方、觜^八參爲對。(③右者、以太陰所舍爲歲名。漢以

下、以歲星所舍爲歲名。是歲占之所以違也。

④右第二章、紀太陰之所以爲歲主也。

〔校勘〕

一 城山、「斗」の横に小さく「子」と書き込む。以下、同じく星名の横に十二支が傍書される。

二 「大」、道藏本は「太」に作る。

三 「未」、道藏本は「朱」に作る。

四 「舊」、北宋本は「雋」に作る。

五 「噩」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「鄂」に作る。

六 「戊」、北宋本は「戌」に作る。

七 「日」、道藏本、北宋本にはなし。

〔書き下し〕

① 蓋し歲星と太陰と相い背行す。

② 歲星と斗牛と、晨に東方に出づ。

③ 右は、太陰舍る所を以て歲名と爲す。漢以下は、歲星舍る所を以て歲名と爲す。是れ歲占の違ふ所以なり。

④ 右第二章、太陰の歲主と爲る所以を紀すなり。

〔原文〕

大一陰在甲子、(①兼言在乙丑。)刑德合東方、(②若大陰在丙丁、

則合南方。)宮常徙所不勝合、(③干爲母、支爲子。子不能勝母、

故太陰在十干、而刑德則在十二辰合也。)合二四歲而離、(④過甲

子乙丑丙寅丁卯、則戊辰巳巳則中宮而刑之所不得入、故離也。)離

十六歲而復合。(⑤四々十六歲而得甲申、故復合。)所以離者、刑

不得入中宮、(⑥刑則水木兼金火、故土拒之。)而徙于木。(⑦得甲

申而復合、故曰徙于木也。)大一陰所居曰德。(⑧大陰所居則十母

也。)辰爲刑。(⑨十二辰曰刑。)德剛三、(⑩謂甲丙戊庚壬。)曰自

陪四因柔、(⑪謂乙丁巳辛癸。)曰徙所不勝。(⑫柔故曰徙所不勝

也。)刑、水辰之木、(⑬謂甲子甲辰甲申乙子乙辰乙申。)木辰之

水、(⑭謂壬卯壬未壬亥癸卯癸未癸亥。)金火立其處。(⑮以木生水

金生水之故也。金火立其處、故爲刑傷矣。)凡徙諸神、朱雀六在太

陰前二、蒼龍在前三七。(⑯流布本、前二之一、作一。且脫蒼龍以

下五字。今改之、補之。)鈞陳在後三、玄武在後八五、(⑰流布本、

作前五、誤也。)白虎在後六、虛星乘鈞陳而天地襲矣。(⑱鈞陳宿

虛宿之歲、天地和而歲豐也。占辭。)凡日、甲剛乙柔、丙剛丁柔、

以至于癸。木生于亥、壯于卯、死于未、三辰皆木也。火生于寅、

壯于午、死于戌九、三辰皆火也。土生于午、壯于戌九、死于寅、三

辰皆土也。金生于巳、壯于酉、死于丑、三辰皆金也。水生于申、

壯于子、死于辰、三辰皆水也。故五勝(⑲五行之言也。)生一、壯

五終九。(⑳蓋木氣之始起乎十月微陽交於盛陰、而壯于卯、木生

火、火生土、土生金、金生水、交壯于五時、滿于九有而已。故曰

生一壯五終九。)五九四十五、故神四十五日而一徙。(21)從立春四十五日而春分。從春分四十五日而立夏。從立夏四十五日而夏至。從夏至四十五日而立秋。從立秋四十五日而秋分。從秋分四十五日而立冬。從立冬四十五日而冬至。從冬至四十五日而立春。以三應五、(22)三與五爲八。八十徙而歲終。(23)四十五、以八乘之、則三百六十也。)凡用太陰、左前刑、(24)言太陰之左前則有刑。)右背德、(25)太陰之右背則有德。)擊鈎陳之衝辰、(26)衝則對之而言也。鈎陳之對、則太陰之左前也。)以戰必勝、以攻必剋。(27)有刑故也。)欲知天道、以日爲主、(28)以日之辰爲主也。)六月當心、左周而行、分^{十一}爲十二月、(29)以六月當心則六月酉日、七月戌日、八月亥日、九月子日、十月丑日、十一月寅日、十二月卯日、正月辰日、二月巳日、三月午日、四月未日、五月申日。是太陰所主之日也。)與日相當、(30)歲支干與日支干俱同。故曰相當也。)天地重襲、(31)以十干爲天、以十二支爲地、襲合也。)後必無殃。

③2 右第三章、紀太陰之所以主日也。

〔校勘〕

- 一 「大」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「太」に作る。
- 二 「合合」、北宋本、四庫本、集解は「合」に作る。
- 三 「剛」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「綱」に作る。
- 四 「日自陪」、四庫本は「日日倍」に、北宋本、集解は「日自倍」にそれぞれ作る。

- 五 「日」、北宋本、集解は「日」に作る。
- 六 「雀」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「鳥」に作る。
- 七 「二蒼龍在前三」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「二」に作る。

- 八 「後」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「前」に作る。
- 九 「戊」、北宋本は「成」に作る。
- 十 「八」の前、北宋本、四庫本、集解には「故」の字有り。
- 十一 「分」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「而」の字有り。

〔書き下し〕

- ① 乙丑に在るを兼言す。
- ② 若し大陰丙丁に在れば、則ち南方に合す。
- ③ 干は母爲り、支は子爲り。子母に勝つ能わず、故に太陰十干に在りて、刑徳則ち十二辰に在りて合するなり。
- ④ 甲子、乙丑、丙寅、丁卯を過ぎれば、則ち戊辰、己巳は則ち中宮にして刑の入るを得ざる所、故に離るるなり。
- ⑤ 四々十六歳にして甲申を得、故に復た合す。
- ⑥ 刑は則ち水木の金火を兼ね、故に土之れを拒む。
- ⑦ 甲申を得て復た合す、故に木に徙ると曰うなり。
- ⑧ 大陰の居る所は則ち十母なり。
- ⑨ 十二辰を刑と曰う。

- ⑩ 甲丙戊庚壬を謂う。
 ⑪ 乙丁巳辛癸を謂う。
 ⑫ 柔なるが故に勝たざる所に従ると曰うなり。
 ⑬ 甲子、甲辰、甲申、乙子、乙辰、乙申を謂う。
 ⑭ 壬卯、壬未、壬亥、癸卯、癸未、癸亥を謂う。
 ⑮ 木火を生じ金水を生ずるの故を以てするなり。金火其の処に立つ、故に刑傷と為る。
 ⑯ 流布本、「前二」の二を一に作る。且つ「蒼龍」以下の五字を脱す。今之れを改め、之れを補う。
 ⑰ 流布本、「前五」に作るは、誤りなり。
 ⑱ 鈎陳の虚宿に宿るの歳、天地和して歳豊かなり。占辞。
 ⑲ 五行の言なり。
 ⑳ 蓋し木氣の始め十月より起こりて微陽の盛陰に交わり、而して卯に壯んに、木火を生じ、火土を生じ、土金を生じ、金水を生じ、交わりて五時に壯んになり、九有に満つるのみ。故に曰く一に生じ五に壯んに九に終わる。
 ㉑ 立春従り四十五日にして春分。春分従り四十五日にして立夏。立夏従り四十五日にして夏至。夏至従り四十五日にして立秋。立秋従り四十五日にして秋分。秋分従り四十五日にして立冬。立冬従り四十五日にして冬至。冬至従り四十五日にして立春。
 ㉒ 三と五と八と為る。
 ㉓ 四十五、八を以て之れに乗じれば、則ち三百六十なり。

- ㉔ 言うところは太陰の左前は則ち刑有り。
 ㉕ 太陰の右背は則ち徳有り。
 ㉖ 衝は則ち対の言なり。鈎陳の対は、則ち太陰の左前なり。
 ㉗ 刑有るが故なり。
 ㉘ 日の辰を以て主と為すなり。
 ㉙ 六月を以て心に当たるとは則ち六月酉日、七月戌日、八月亥日、九月子日、十月丑日、十一月寅日、十二月卯日、正月辰日、二月巳日、三月午日、四月未日、五月申日。是れ太陰主る所の日なり。
 ㉚ 歳の支干と日の支干と俱に同じ。故に相い当たると曰うなり。
 ㉛ 十干を以て天と為し、十二支を以て地と為す、襲合なり。
 ㉜ 右第三章、太陰の日を主る所以を紀すなり。
- 〔原文〕
 斗杓爲小歲、正月建寅月、(①謂夏正也。)從左行十二辰。咸池爲大一歲、二月建卯月。(②亦謂夏正也。建寅建卯、互文而爲章。)從右行四仲、(③亦謂行十二辰、亦互文。蓋從右行十二辰、十二歲而一周天與歲星爲表裏、故亦爲大歲。按史記爲歲陰者即咸池。)終而復始。大一歲迎者辱、背者強、左者衰、右者昌、小歲東南則生、西北則殺、不可迎也、而可背也、不可左也、而可右也、其此之謂也。
- ④ 右第四章、紀大歲小歲之方位。

〔校勘〕

もとの『淮南子』では第四段の後に続く。

一 「大」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「太」に作る。

〔書き下し〕

①夏正を謂うなり。

②亦た夏正を謂うなり。建寅建卯は、互文にして章を為す。

③亦た十二辰を行るを謂い、亦た互文なり。蓋し右より十二辰を行り、十二歳にして一周天す。歳星と表裏を為す、故に亦た大歳を爲り。按ずるに『史記』の歳陰と為すは即ち咸池。

④右第四章、大歳小歳の方位を紀す。

〔原文〕

大時者、咸池也。小時者、月建也。(①月建、謂斗杓也。)天維建元、常以寅始起、右徙、一歳而一移一辰、(②流布本、無一辰字、脱落也。)十二歳而大周天、終而復始。(③星經云、天維三星、在尾北斗杓後。然今天維前後無應接。因思、蓋謂咸池夫天維之爲咸池、其證有三焉。晋天文志云、天潢南三星曰咸池。按史記天潢在尾北、然則天維在尾北、咸池亦在尾北。一證也。咸池右行、天維亦右行。二證也。咸池三星、天維亦三星。三證也。且此處有應接、其證蓋明也。)

④右第五章、紀大時小時、以終前章之義。

〔校勘〕

前章に引き続き、もとの『淮南子』では第四段の後に続く。

一 「而」、道藏本は「不」に作る。

二 「一辰」、北宋本、四庫本、集解にはなし。

〔書き下し〕

①月建は、斗杓を謂うなり。

②流布本、「一辰」の字無きは、脱落なり。

③『星經』に云う、「天維三星、尾、北斗の杓の後に在り」と。然ども今天維の前後に應接無し。因りて思うに、蓋し咸池と謂うは、夫れ天維は之れ咸池を爲り、其の証に三有り。『晋』天文志に云う、「天潢の南三星を咸池と曰う」と。按ずるに『史記』の天潢は尾の北に在り、然らば則ち天維尾の北に在り、咸池も亦た尾の北に在り。一証なり。咸池右行し、天維も亦た右行す。二証なり。咸池三星、天維も亦た三星。三証なり。且つ此処に應接有らば、其の証蓋し明らかなり。

④右第五章、大時小時を紀し、以て前章の義を終う。

〔原文〕

斗^一、(①流布本、作星、誤也。)正月建營室、(②謂所指曰建也。)二月建奎婁、三月建胃昴^二、(③流布本、無昴字、脱也。)四月建觜參^三、(④流布本、作畢、誤也。)五月建東井輿鬼^四、(⑤流布本、無輿鬼字、脱也。)六月建七星^五張、(⑥流布本、無七星字、脱也。)七月建翼、八月建角^六亢、(⑦流布本、無角字、脱也。)九月建氏^七房、(⑧流布本、無氏字、脱也。)十月建尾箕^八、(⑨流布本、無箕字、脱也。)十一月建牽牛、十二月建虛危^九。(⑩流布本、無危字、脱也。)

⑪右第六章、紀斗之月建。

⑫以上第八段。

〔校勘〕

もとの『淮南子』では第八段第三章より続く箇所である。

一「斗」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「星」に作る。なお高誘注では、「星言言日」という。

二「昴」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

三「觜參」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「畢」に作る。

四「輿鬼」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

五「七星」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

六「角」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

七「氏」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

八「箕」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

九「危」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

〔書き下し〕

①流布本、星に作るは、誤りなり。

②指す所を謂いて建と曰うなり。

③流布本、昴の字無きは、脱するなり。

④流布本、畢に作るは、誤りなり。

⑤流布本、輿鬼の字無きは、脱するなり。

⑥流布本、七星の字無きは、脱するなり。

⑦流布本、角の字無きは、脱するなり。

⑧流布本、氏の字無きは、脱するなり。

⑨流布本、箕の字無きは、脱するなり。

⑩流布本、危の字無きは、脱するなり。

⑪右第六章、斗の月建を紀す。

⑫以上第八段。

〔原文〕

星分度、角十二、亢九、氏十五、(①流布本、脱五字。)房五、心

五、尾十八、箕十一四分一、斗二十六、牽牛八、須女十二、虛十、

危一十七、營室十六、東壁九、奎十六、婁十二、胃十四、昴二十

一、畢十六、觜二、參九、東井三十三^三、(②流布本、作二十四、

非也。今拠漢志改之。^⑩輿鬼四、柳十五、星七^四、張翼各十八、軫十七、凡二十八宿也。

③右第一章、紀二十八宿之度数。

〔校勘〕

- 一 「一」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 二 「昴」、北宋本は「卯」に作る。
- 三 「三」、道藏本、北宋本、四庫本にはなし。
- 四 「星七」、道藏本、北宋本は「七星」に作る。

〔書き下し〕

- ①流布本は、五の字を脱す。
- ②流布本、二十四に作るは、非なり。今『漢志』に拠りて之れを改む。
- ③右第一章、二十八宿の度数を紀す。

〔原文〕

星部地名、角亢^鄭、氏房心^宋、尾箕^燕、斗牽牛^越、須女^吳、虛危^齊、營室東壁^衛、奎婁^魯、胃昂畢^魏、猪雋參^趙、東井輿鬼^秦、柳七星張^周、翼軫^楚。

①右第二章、以宿星配周及十二諸侯。

〔校勘〕

小字の箇所、北宋本、四庫本、集解は本文として記す。この後に、北宋本、四庫本、集解には「歳星之所居、五穀豐昌、其對爲衝、歳則有殃、當居而不居、越而之他處、主死國亡」の文がある（道藏本は「則」を「乃」に作る）。城山はこの文を第三段第二章に挿入する。

〔書き下し〕

①右第二章、宿星を以て周及び十二諸侯に配す。

〔原文〕

太陰治春、則欲行柔惠温涼。（①太陰行寅卯辰、是治春也。春則木德而仁也、故從而行柔惠温涼也。）太陰治夏、則欲布施宣明。（②太陰巳午未、是治夏也。夏則火德而明也、故從而行布施宣明。）太陰治秋、則欲修備繕兵。（③太陰行申酉戌、是治秋也。秋則金德而威嚴也、故從而行修備繕兵。）太陰治冬、則欲猛毅剛強。（④太陰行亥子丑、是治冬也。冬則水德而窮陰威冽、故從而行猛毅剛強也。）三歲而改節、（⑤行一時三歲、故三歲改節。）六歲而易常、（⑥春夏則仁惠長養、秋冬則殺氣猛德、故六歲而大變。）故三歲而一飢^二、（⑦是改節也。）六歲而一衰、（⑧是易常也。）十二歲而一康。（⑨大陰一終、故一康寧也。）

⑩右第三章、紀從天道施政也。

〔校勘〕

- 一 「強」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「彊」に作る。
- 二 「飢」、道藏本、北宋本、集解は「餓」に、四庫本は「饑」に作る。

三 「而」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

〔書き下し〕

- ①太陰は寅卯辰を行る、是れ春を治むるなり。春は則ち木徳にして仁なり、故に従いて柔惠温涼を行らすなり。
- ②太陰は巳午未、是れ夏を治むるなり。夏は則ち火徳にして明なり、故に従いて布施宣明を行らすなり。

③太陰は申酉戌を行る、是れ秋を治むるなり。秋は則ち金徳にして威嚴なり、故に従いて修備繕兵を行らすなり。

④太陰は亥子丑を行る、是れ冬を治むるなり。冬は則ち水徳にして窮陰威冽、故に従いて猛毅剛強を行らすなり。

⑤一時に三歳を行る、故に三歳にして節を改む。

⑥春夏は則ち仁惠長養、秋冬は則ち殺氣猛徳、故に六歳にして大變す。

⑦是れ節を改むるなり。

⑧是れ常を易うるなり。

⑨大陰一終す、故に一康し寧きなり。

⑩右第三章、天道に従いて政を施すを紀すなり。

〔原文〕

甲^齊、乙^{東夷}、丙^楚、丁^{南夷}、戊^魏、己^韓、庚^秦、辛^{西夷}、壬^衛、癸^越。子^周、丑^翟、寅^楚、卯^鄭、辰^晉、巳^衛、午^秦、未^宋、申^齊、酉^魯、戌^趙、亥^燕。

①右第四章、以十母十二子配諸國。

〔校勘〕

小字の箇所、北宋本、四庫本、集解は本文として記す。
一 「巳」、道藏本は「已」に作る。以下同様。

〔書き下し〕

①右第四章、十母十二子を以て諸國に配す。

〔原文〕

甲乙寅卯^{木也}、丙丁巳午^{火也}、戊己丑辰未戌^{四季土也}、庚辛申酉^{金也}、壬癸亥子^{水也}、水生木、木生火、火生土、土生金、金生水。

(①流布本、戊己以下脱丑辰未戌四字。今推理補其缺遺矣。) 子生母、曰義、(②十干曰母、十二辰曰子。寅卯之木、生丙丁之火、是子生母也。)

母生子、曰保。(③甲乙之木、生巳午之火也。) 子母相得、曰

專。(④水與水、木與木、土與土、金與金、火與火、比和也。)母
勝子、日制、(⑤壬癸之水、剋巳午之火也。)子勝母、日困。(⑥丑
辰未戌之土、剋壬癸之水也。)以制_三擊殺、勝而無報。(⑦流布本、
以下制作勝、非也。)以專從事而_四有功。以義行理、名立_五不墮。
(⑧行理二字、一章骨子、故置之於中央也。)以保養養、萬物蕃昌。
以困舉事、破滅死亡。

⑨右第五章、紀從五行生剋而舉事、以爲上四章之結矣。
⑩以上第九段。

〔校勘〕

小字の箇所、北宋本、四庫本、集解は本文として記す。

一「丑辰未戌」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

二「火」、道藏本は「母」に作る。

三「制」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「勝」に作る。

四「而」の右に小さく「成」の字有り。

五「立」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「而」の字あり。

〔書き下し〕

①流布本、「戊己」以下「丑辰未戌」の四字を脱す。今推理して其の欠遺を補う。

②十干を母と曰い、十二辰を子と曰う。寅卯の木は、丙丁の火を

生ず、是れ子母を生じるなり。

③甲乙の木は、巳午の火を生じるなり。

④水は水と、木は木と、土は土と、金は金と、火は火と、比和なり。

⑤壬癸の水は、巳午の火を剋するなり。

⑥丑辰未戌の土は、壬癸の水を剋するなり。

⑦流布本、以下制を勝に作るは、非なり。

⑧行理の二字は、一章の骨子、故に之れを中央に置くなり。

⑨右第五章、五行の生剋に従りて事を挙ぐるを紀す、以爲えらく上四章の結なり。

⑩以上第九段。

〔原文〕

北斗之神有雌雄、十一月始建於子、月徙_一一辰、雄左行雌右行、五月合午謀刑、十一月合子謀德。太陰所居辰爲厭_二日、厭_二日不可以舉百事。(①太陰所居之日辰、則百事可忌之日。)堪輿徐行、(②堪天道、輿地道、雄在天而左行、雌在地而右行、故云爾。)雄以音和_三雌、(③流布本、和作知非也。天地陰陽爲表裏、故互以音和。)故爲奇辰。(④蓋謂北斗之雌、所指之辰爲奇。)

⑤右一章、紀北斗雌雄所建及太陰所居可忌。

〔校勘〕

一 「徙」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「徙」に作る。集解の引く王念孫の注では、「從當爲徙、字之誤也」という指摘がある。また、和刻本は「徙」に作り、鼈頭注に「舊刊、徙作從非。」とある。

二 「厭」、道藏本、北宋本は「厭」に作る。

三 「和」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「知」に作る。

〔書き下し〕

①太陰居る所の日辰は、則ち百事忌むべきの日。

②堪は天道、輿は地道、雄天に在りて左行し、雌地に在りて右行す、故に云うのみ。

③流布本、「和」を「知」に作るは非なり。天地陰陽は表裏為り、故に互いに音を以て和す。

④蓋し北斗の雌、指す所の辰を奇と為すと謂う。

⑤右一章、北斗の雌雄の建ざす所及び太陰居る所忌むべきを紀す。

〔原文〕

數從甲子始、子母相求、(①歲月日時之支干、及方國之支干、求相合也。)所合之處爲合。十日、(②謂十干。)十二辰、周六十日、(③十日則六回、十二辰則五回、六十日而一周。)凡六合。(④流布

本、六作八、非也。六十日又六周、故神所居之支干、及方國之支

干、一年而六相合。)合於歲前則死亡、(⑤歲前則殺氣猛烈、是以死亡。)合於歲後則無殃。(⑥歲後則陽和發生、是以無殃。)甲

戌燕也、乙酉齊也、丙午越也、丁巳楚也、庚申秦也、辛卯戎也、壬子趙一也、

癸亥胡也、戊戌己亥韓也、己酉己卯魏也、戊午戊子、八合天下也。(⑦

戊午戊子皆中央也。故其事大比天下。一年之内有十二之戊午子、

是日與太陰及北斗諸神之日辰八合、則其事大矣。)太陰小歲星日辰

五神皆合、其日有雲氣風雨、國君當之。(⑧其支干所合之國君有禍。)

⑨右第二章、紀以日辰知吉凶之事。

〔校勘〕

一 「六」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「八」に作る。

二 「趙」、道藏本、北宋本、集解は「代」に作る。集解の注には、「莊達吉云、代、諸本皆作趙、惟藏本作代」とある。

〔書き下し〕

①歲月日時の支干、及び方國の支干は、相い合するを求むるなり。

②十干を謂う。

③十日は則ち六回、十二辰は則ち五回、六十日にして一周す。

④流布本、六を八に作るは、非なり。六十日は又六周、故に神の居る所の支干、及び方國の支干は、一年にして六たび相い合す。

- ⑤歳の前は則ち殺氣猛烈、是を以て死亡す。
 ⑥歳の後は則ち陽和發生す、是を以て殃無し。
 ⑦戊午戊子は皆な中央なり。故に其の事の大なること天下に比ぶ。
 一年の内に十二の戊午子有り、是れ日と太陰及び北斗諸神の日辰と八合す、則ち其の事大なり。
 ⑧其れ支干合する所の国君に禍有り。
 ⑨右第二章、日辰を以て吉凶を知るの事を紀す。

〔原文〕

天神之貴者、莫貴於青龍、(①蓋太陰亦木精而東方之神也。故一名青龍也矣。)或曰天一、或曰太陰。太陰一所居、不可背而可鄉。北斗所擊、不可與敵。天地以設、分而爲陰陽。陽生於陰、陰生於陽。(②蓋太陰爲德、北斗爲刑、刑德爲陰陽、而互相生殺。)陰陽相錯、四維乃通。或死或生、萬物乃成。(③德主生、刑主死。是以萬物乃成。)

④右第三章、紀太陰與北斗爲表裏。

〔校勘〕

- 一 「陰」四庫本は「陽」に作る。
 二 「生」、北宋本にはなし。

〔書き下し〕

- ①蓋し太陰も亦た木精にして東方の神なり。故に一名青龍なり。
 ②蓋し太陰は徳爲り、北斗は刑爲り、刑徳陰陽を爲して、互いに相い生殺す。
 ③徳は生を主り、刑は死を主る。是を以て万物乃ち成る。
 ④右第三章、太陰と北斗と表裏を爲すを紀す。

〔原文〕

蛟行喘一息、莫貴於人。(①蛟跂同、漢匈奴傳注、凡有足者曰跂行。流布本、喘作喙、非也。今挾莊子改之。)孔竅肢體、皆通於天。天有二九重、人亦有九竅。天有四時、以制十二月、人亦有四肢、以使十二節。(②手足各有三節。)天有十二月、以制三百六十日、人亦有十二肢、(③手有臑臂腕、足有股脛跗、凡十有二肢也。)以使三百六十節。故舉事而不順天者、逆其生者也。以日冬至、數來歲正月朔日、五十日者、民食足、不滿五十日、日減一斗、有餘日、日益一升。有其歲司也。

④右第四章、紀以節氣短長占來歲豐儉。

⑤以上第十段。

〔校勘〕

- 一 「喘」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「喙」に作る。
 二 「有」、道藏本、北宋本は「地」に作る。

三「斗」、北宋本は「十」に作る。

四庫本にはこのあと二つの図があり、道藏本、北宋本、集解には一つの図がある。

〔書き下し〕

① 蚊は趾に同じ、『漢』匈奴伝の注に、凡そ足有る者を跛行と曰う、と。流布本、喘を喙に作るは、非なり。今『莊子』に扱りにて之れを改む。

② 手足各おの三節有り。

③ 手に膺臂腕有り、足に股脛跗有り、凡そ十有二肢なり。

④ 右第四章、節氣の短長を以て来歳の豊儉を占うを紀す。

⑤ 以上第十段。

〔原文〕

攝提格之歲、^一早水、^二晚旱、^三稻疾、^四蠶不登、^五菽麥昌、^六民食四升。寅在甲、^七日闕蓬。^八（①史記作焉逢。）

單闕之歲、^九歲和、^十稻菽麥蠶昌、^{十一}民食五升。卯在乙、^{十二}日旃蒙。^{十三}（②爾雅同、史記作端蒙。）

執除之歲、^{十四}歲早早、^{十五}晚水、^{十六}小飢、^{十七}蠶閉、^{十八}麥熟、^{十九}民食三升。辰在丙、^{二十}日柔兆。^{二十一}（③爾雅同、史記作游兆。）

大荒落之歲、^{二十二}歲有小兵、^{二十三}蠶小登、^{二十四}麥昌、^{二十五}菽疾、^{二十六}民食二升。巳在丁、

日強圜。^{二十七}（④史記作彊梧。）

敦牂之歲、^{二十八}歲大旱、^{二十九}蠶登、^{三十}稻疾、^{三十一}菽麥昌、^{三十二}黍不爲、^{三十三}民食二升。午在戊、^{三十四}日著離。^{三十五}（⑤史記作徒維。）

協洽之歲、^{三十六}歲有小兵、^{三十七}蠶登、^{三十八}稻昌、^{三十九}菽麥不爲、^{四十}民食三升。未在己、^{四十一}日屠維。^{四十二}（⑥爾雅作者雍、史記作祝犁。）

涿灘之歲、^{四十三}歲和、^{四十四}小雨行、^{四十五}蠶登、^{四十六}菽麥昌、^{四十七}民食三升。申在庚、^{四十八}日上章。^{四十九}（⑦爾雅同、史記作商橫。）

作顎之歲、^{五十}歲有大兵、^{五十一}民疾、^{五十二}蠶不登、^{五十三}菽麥不爲、^{五十四}禾蟲、^{五十五}民食五升。酉在辛、^{五十六}日重光。^{五十七}（⑧爾雅同、史記作昭陽。）

掩茂之歲、^{五十八}歲小饑、^{五十九}有兵、^{六十}蠶不登、^{六十一}麥不爲、^{六十二}菽昌、^{六十三}民食七升。戌在壬、^{六十四}日玄默。^{六十五}（⑨默音乙、爾雅同、史記作橫艾。）

大淵獻之歲、^{六十六}歲有大兵、^{六十七}大饑、^{六十八}蠶開、^{六十九}菽麥不爲、^{七十}禾蟲、^{七十一}民食三升。亥在癸、^{七十二}日昭陽。^{七十三}（⑩史記作尚章謬也。此一句、流布本散落

在下章末。今依例正之。）
困敦之歲、^{七十四}歲大霧起、^{七十五}大水出、^{七十六}蠶稻麥昌、^{七十七}民食三斗。子在甲、^{七十八}日闕蓬。^{七十九}（⑪此句、亦依例加之。）

赤奮若之歲、^{八十}歲有小兵、^{八十一}早水、^{八十二}蠶不出、^{八十三}稻疾、^{八十四}菽不爲、^{八十五}麥昌、^{八十六}民食一升。丑在乙、^{八十七}日旃蒙。^{八十八}（⑫亦依例加之。）

⑬ 右第五章、紀以支干占歲。

⑭ 以上第十一段。

〔校勘〕

「作頽之歲」の上に欄外注があるが、判読できず。

- 一 「歲」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「歲歲」に作る。
- 二 「飢」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「饑」に作る。
- 三 「黍」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「禾」に作る。
- 四 「饑」、北宋本は「飢」に作る。
- 五 「菽」、道藏本にはなし。
- 六 「亥在癸曰昭陽」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 七 「甲曰闕逢」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「癸曰昭陽」に作る。

七 「丑在乙曰旃蒙」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

〔書き下し〕

- ① 『史記』は焉逢に作る。
- ② 『爾雅』は同じ、『史記』は端蒙に作る。
- ③ 『爾雅』は同じ、『史記』は游兆に作る。
- ④ 『史記』は彊梧に作る。
- ⑤ 『史記』は徒維に作る。
- ⑥ 『爾雅』は著雍に作り、『史記』は祝犂に作る。
- ⑦ 『爾雅』同じ、『史記』は商横に作る。
- ⑧ 『爾雅』同じ、『史記』は昭陽に作る。
- ⑨ 默、音は乙、『尔雅』同じ、『史記』は横艾に作る。
- ⑩ 『史記』尚章に作るは謬なり。此の一句、流布本は散落して下

章の末に在り。今例に依りて之れを正す。

- ⑪ 此の句、亦例に依りて之れを加う。
- ⑫ 亦例に依りて之れを加う。
- ⑬ 右第五章、支干を以て歳を占うを紀す。
- ⑭ 以上第十一段。

〔原文〕

正月朝^一、(①流布本、作正朝夕、非也。)先樹一表東方、操一表、却^二去前^三十步、以參望日、始出北廉、日直入。(②北廉寅之方也。日出于北廉、則影向申方、因而又操一表立西方、而測落日則相對。)又樹一表於東方、(③此表、則日午測日影、以正南北也。)因西方之表、以參望日、方^四入北廉、(④九月之仲、日入于戌。是日入于北廉也。立春、日出北廉、則東之北表與西表、其影相應。夏至之日午、南表與北表、其影相應。霜降、日入北廉、則西表與東之南表、其影相。於是東西南北之方位定矣。)則定東方。兩表之中、與西方之表、則東西之正也。(⑤東西正、則南北亦隨正、可知也。)

⑥ 右第一章、紀以日影正方位也。

〔校勘〕

一 「月朝」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「朝夕」に作る。

二「却」、四庫本は「卻」に作る。
三「前」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「表」の字有り。

四「方」、道藏本にはなし。

〔書き下し〕

①流布本、「正朝夕」に作るは、非なり。
②北廉は寅の方なり。日北廉より出づれば、則ち影は申方に向かい、因りて又一表を操り西方に立てて、落日を測れば則ち相い対す。

③此の表は、則ち日午に日影を測り、以て南北を正すなり。

④九月の仲、日戌に入る。是れ日北廉に入るなり。立春、日北廉より出づれば、則ち東の北表と西表と、其の影相い応ず。夏至の日午、南表と北表と、其の影相い応ず。霜降、日北廉に入れば、則ち西表と東の南表と、其の影相い応ず。是に於いて東西南北の方位定まる。

⑤東西正なれば、則ち南北も亦正に随う、知るべきなり。

⑥右第一章、日の影を以て方位を正すを紀すなり。

〔原文〕

日冬至、日出東南維、入西南維。至春秋分、日出東中、入西中。

夏至出東北維、入西北維、至則兩維之中、是「正南也」。(①流布本、脱兩維之中、及也字、今補之。)欲知東西南北廣袤之數者、(②東西曰廣、南北曰表。)立四表以爲方一里、(③作山形也。)先春分若秋分十餘日、(④謂二月及八月之上旬也。)從峽北表、參望日始出及平旦、(⑤旦明也。)以候相應、(⑥日行與表影合、曰相應也。)相應、則比與日直也。(⑦謂赤道也。)輒以南表參望之、以入前表數爲法、(⑧前表者遠于日之表也。入者減損也。以前表與後表數爲法、而知遠近、是即土圭之法也矣。)除舉表^四廣、(⑨流布本、無表字、恐脱也。蓋東西之表影、其差得一寸。以二除之、得五。以五爲法乘天度、而得萬八千寸、是除舉也。)除立表表、(⑩蓋南北之表影、其差半寸、以二乘之得十。以十、爲法乘天度、則得三萬六千、二除之、一萬八千、是除立也。)以知從此東西之里^五數也。(⑪流布本、無里字、脱也。)假使視日出、(⑫正月之朝、候日出也。)入前表^六一寸、(⑬後表減損于前表一寸也。)是寸得一里也。(⑭兩表相去一里、故以一寸、爲一里也。)一里積萬八千寸、(⑮以二除天度、一萬八千。)得從此東萬八千里。(⑯蓋天之二度、即地之百里也。分天之度兩之、則得萬八千里也。)視日方^七入、(⑰九月之夕、候日入也。)入前表半寸、則半寸得一里也。(⑱流布本、脱也字、因今補之矣。)半寸而得三萬六千寸^九、(⑲半寸則五分也。以二乘之得十、以十爲法乘天度、則得三萬六千。)除半寸^十積寸^{十一}、(⑳半寸積寸、即三萬六千寸也。)則從此西里數也。(㉑流布本、從視日方入至于此、大錯亂、今推文理改之。)并之(㉒爲三萬六千

里。)東西里數^{十二}、則極徑也。(23)流布本、數下有也字、非也。因今、削之。東極西極之徑、故曰極徑。)未春分而直、已秋分而不直、此處南也。(24)赤道之南。)未秋分而直、已春分不直、此處北也。(25)赤道之北。)分至(26)到來也。)而直、此處南北中也。(27)赤道下也。)從中處欲知中南也、未^{十三}分而不直、此處南北中也。(28)南極北極之中。)從中處欲知南北極遠也^{十四}。(29)流布本、脱也字、今補之。)從西南表參望日、日夏至、日^{十五}始出與北表參、(30)西南表與西北表參望如法、而得萬八千寸。)則是東與東北表等^{十六}、(31)東南東北之表、猶如西南西北之影。)正南^{十七}(32)流布本、作正東、非也。)萬八千里、則從中北亦萬八千里也。倍之南北之里數也。(33)倍之者、以二乘之也。南北相去三萬六千里也。)其不從中之數^{十八}、以出入前表之數益損之也^{十九}。(34)流布本、以上有也字、之下無也字、誤矣。中之數者、謂春秋二分之影。)表入一寸、(35)謂表影短一寸也。)寸減日近一里、(36)言一里近。)表出一寸、(37)表影長一寸。)寸益日^{二十}遠一里。(38)言一里遠。流布本、脱日字、今補之。)

③9 右第二章、紀以土圭之法、測天地遠近。

〔校勘〕

- 一 「兩維之中是」、道藏本北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 二 「也」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 三 「平」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

- 四 「表」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 五 「里」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 六 「表」、の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「中」の字有り。

七 「方」、道藏本は「萬」に作る。

八 「也」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

九 「得三萬六千寸」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

十 「半寸」、城山はもと「一里」と記述し半寸に改む。また、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「半寸」を「一里」に作る。

十一 「寸」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「得三萬六千里除」の字有り。

十二 「數」の後、北宋本、四庫本、集解には「也」の字有り。

十三 「未」の後、北宋本、四庫本、集解には「秋」の字有り。

十四 「也」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「近」に作る。

十五 「日」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

十六 「等」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「也」の字有り。

十七 「南」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「東」に作る。

十八 「數」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「也」の字有り。

十九 「也」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

二十 「日」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

〔書き下し〕

- ① 流布本、「兩維之中」、及び「也」の字を脱す、今之れを補う。
- ② 東西を広と曰い、南北を袤と曰う。
- ③ 山の形に作るなり。
- ④ 二月及び八月の上旬を謂うなり。
- ⑤ 且は明なり。
- ⑥ 日行と表影と合するを、相応と曰うなり。
- ⑦ 赤道を謂うなり。
- ⑧ 前表は日に遠きの表なり。入は減損するなり。前表と後表の数を以て法と為し、而して遠近を知る、是れ即ち土圭の法なり。
- ⑨ 流布本、「表」の字無し、恐らくは脱するなり。蓋し東西の表影、其の差一寸を得。二を以て之れを除せば、五を得。五を以て法と為し天度に乘ずれば、而して万八千寸を得、是れ除拳なり。
- ⑩ 蓋し南北の表影、其の差半寸、二を以て之れに乘じれば十を得。十を以て、法と為し天度に乘じれば、則ち三万六千を得、二もて之れを除せば、一万八千、是れ除立なり。
- ⑪ 流布本、「里」の字無し、脱するなり。
- ⑫ 正月の朝、日の出を候うなり。
- ⑬ 後表は前表より減損すること一寸なり。
- ⑭ 両表相い去ること一里、故に一寸を以て、一里と為すなり。
- ⑮ 二を以て天度を除せば、一万八千。
- ⑯ 蓋し天の一度は、即ち地の百里なり。天の度を分けて之れを兩つにせば、則ち万八千里を得るなり。
- ⑰ 九月の夕、日の入りを候うなり。
- ⑱ 流布本、也の字を脱す、因りて今之れを補う。
- ⑲ 半寸は則ち五分なり。二を以て之れに乘じれば十を得、十を以て法と為し天度に乘じれば、則ち三万六千を得。
- ⑳ 半寸に寸を積すれば、即ち三万六千寸なり。
- ㉑ 流布本、「視日方人」従り此に至るまで、大いに錯乱す、今文理を推して之れを改む。
- ㉒ 三万六千里為り。
- ㉓ 流布本、数の下に也の字有るは、非なり。因りて今、之れを削る。東極西極の徑、故に極徑と曰う。
- ㉔ 赤道の南。
- ㉕ 赤道の北。
- ㉖ 到来するなり。
- ㉗ 赤道の下。
- ㉘ 南極北極の中。
- ㉙ 流布本、也の字を脱す、今之れを補う。
- ㉚ 西南表と西北表と参望すること法の如くして、万八千寸を得。
- ㉛ 東南東北の表は、猶お西南西北の影の如し。
- ㉜ 流布本、正東に作るは、非なり。
- ㉝ 之れを倍するとは、二を以て之れに乘ずるなり。南北相い去ること三万六千里なり。

③4 流布本、以の上に也の字有り、之れの下に也の字無きは、誤り。中の数とは、春秋二分の影を謂う。

③5 表の影短きこと一寸を謂うなり。

③6 一里近きを言う。

③7 表影の長さ一寸。

③8 一里遠きを言う。流布本、日の字を脱す、今之れを補う。

③9 右第二章、土圭の法を以て、天地の遠近を測るを紀す。

〔原文〕

欲知天之高、樹表高一丈、正南北、相去千里、同日度其陰、北表二尺、南表尺九寸、是南千里陰短寸、南二萬里則無景、是直日下也。(①赤道下。)陰二尺、而得高一丈者、南二而高五也、(②南北相隔一千里、故曰南一也。一丈之表、而得二尺之陰。是五分之一也、故曰高五也。)則置從此南至日下之里數、(③里數即二萬里。)因而五之、爲十萬里、則天高也。若使景與表等、則高與遠等也。

④ 右第三章、紀以勾股之法、測天之高底。

⑤ 以上十二段。

⑥ 有十二段者、以擬一歲之月數也。

校正天文訓句讀^畢

〔校勘〕

一「二」、集解は「一」に作り、注に「二」疑當爲「二」。日本諸子大成改正淮南鴻烈解作「二。」とある。

二「之」、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

〔書き下し〕

① 赤道の下。

② 南北相い隔つこと一千里、故に南一と曰うなり。一丈の表にして、二尺の陰を得。是れ五分の一なり、故に高さ五と曰うなり。

③ 里数は即ち二万里。

④ 右第三章、勾股の法を以て、天の高底を測るを紀す。

⑤ 以上十二段。

⑥ 十二段有るは、以て一歳の月数に擬するなり。

〔原文〕

至矣哉、淮王之説天道也。不先於不經¹⁵、不流於奇怪、能使讀者、如躬親升九天、足踏而目睹也。獨奈千歲經歷之久、不廣世載言以遷、魯・亥錯誤¹⁶、實不尠矣。讀者病諸、共殺九運之母乎。方別殘缺、則披之不効、不効則遂廢之。是勢之所必至也。吾 城山先生、有快于此、乃稽之聖言、驗之事實、而作之解。魯・亥於是乎明焉、錯誤於是乎正焉。亦能使讀者如躬親通八公口授而耳受也。而今而

後假令鶏犬舐飯法、亦可以能踏雪路、矧有心骨者乎。小子甫、長於先生帳下者也。因受而校之。以聊爲他日舐飯法者、先爲之品嘗耳。

文化戊寅梢春

門人 藤澤甫謹識

〔書き下し〕

至れるかな、淮王の説は天道なり。不経に先んぜず、奇怪に流れず、能く読者をして躬みづから親しく九天に昇り、足踏して目睹するが如くせしむるなり。独り奈なぞ千歳、経歴の久しきに、世に広まり言を載せ以て遷らざるも、魯・亥の錯誤、実に尠すくならず。読者諸を病むも、共殺九運の母なきなり。方に残欠を別ち、則ち之れが不効を披ひき、不効なれば則ち遂に之れを廢す。是の勢いは之れ必ず至るなり。吾が城山先生、快きこと此に有り、乃ち之れが聖言を稽かんがえ、之れが事状を驗しべて、之れが解を作す。魯・亥是に於いてか明らかに、錯誤是に於いてか正されん。亦能く読者をして躬ら親しく八公に通じ、口授して耳受するが如くせしむるなり。而今而後、假令鶏犬舐飯の法、亦以て能く雪路を踏むに、矧しかかも心骨有る者ならんや。小子甫、先生の帳下に長ずる者なり。因りて受けて之れを校し、以て聊か他日舐飯の法と爲す者、先ず之れが品嘗を爲すのみ。

文化戊寅梢春

門人 藤澤甫謹んで識す

二 『校正天文訓』から泊園書院の天文訓理解へ

中山城山の『校正天文訓』は、正式に出版されることなく手稿本のみが現存する。手稿本には、冒頭に城山自身の序文、末尾に弟子である藤澤東暎の跋文がある。序文では、冒頭に『史記』『漢書』『後漢書』などを引き、中国の伝統的な天文曆学について述べる。跋文では、天文訓の知識が大変優れているものの、長い年月を経て錯誤が少なくなき、それを城山が正したことを讃える。序跋はいずれも文化十五年（一八一八）の春に書かれた。

東暎は、城山の天文訓の校正に大きく関わっていたようである。その証拠に、『校正天文訓』の一部には東暎の筆跡が窺える。そこで、東暎が開いた泊園書院に、城山の知識が継承されているのかどうかを検討したい。泊園書院で所蔵していた書籍は、現在関西大学図書館に泊園文庫として所蔵される。そして泊園文庫には、寛政十年（一七九八）刊行の和刻本『改正淮南鴻烈解』（宇野成之等校、額田勝兵衛・額田正三郎等刊）があり、藤澤東暎や南岳、黄坡のものともみられる書き入れがある。このうち、天文訓にある書き入れを確認して検証したい。該当箇所は、『校正天文訓』の段・章で示す。

第三段第三章

和刻本や他のテキストで「景風至、爵有位」となっている箇所
に、泊園文庫所蔵の和刻本には「位、恐徳誤」（位、恐らく徳の誤
り）と書き入れがある。『校正天文訓』では「位」を「徳」と改め
ており、「流布本、徳作位誤」（流布本、徳を位に作るは誤れり）
と注を附す。愈樾も「位疑徳字之誤」（位は疑うらくは徳字の誤
り）と指摘しており、城山独自の見解ではないが、書き入れと城
山は同じ立場を取る。

第三段第四章

城山が「四守」とする星座に関して、「恒曰、四宮、恐四守誤」
（恒曰く、四宮は、恐らく四守の誤り）とある。恒は藤澤東咳の長
男、南岳（一八四二～一九二〇）の名である。南岳は泊園書院の
二代目院主であり、城山の学統を受け継ぐ。当該箇所は、他のテ
キストではみな「四守」ではなく「四宮」としているため、これ
は城山の見解を容れた書き入れといえよう。

第四段第五章

和刻本で「八尺之景修、徑尺五寸」となっている箇所には、「章
按、景修二字以倒」（章按ずるに、景修の二字は以て倒とす）とあ
り、「景修」ではなく「修景」とすべきであるとする。泊園書院の
四代目であり、南岳の次男である藤澤黄坡（一八七六～一九四八）
は名を章次郎といい、これは黄坡の書き入れである。『校正天文

訓』では当該箇所は「八尺之修徑、景尺五寸」となっており、「流
布本、之下有景字、非也」（流布本、之の下に景の字有るは、非な
り）と注を附す。修正の仕方は少し異なるものの、当該箇所の語
順を変え、意味を通そうとする試みは共通する。

第五段第二章

「月日行十三度」に「月」の字があり、和刻本の書き入れには
「月字似衍」（月の字衍に似たり）とある。この箇所は『校正天文
訓』ではそのまま書かれており、城山の考えとは異なるようであ
る。

第五段第二章

和刻本の「庚子受制」について、「恒按、庚子受制、似衍」（恒
按ずるに、庚子に制を受くは、衍に似たり）という南岳の書き入
れがある。『校正天文訓』では「庚午受制」と書き換えており、「流
布本、午作子非也」（流布本、午を子に作るは非なり）と指摘す
る。城山の方がより具体的に修正を施しているが、同じ箇所につ
いて疑義を抱えていることがわかる。

第七段第一章

「應鍾生蕤賓、比於正音」の欄外に「城山先生曰、蓋五音爲正
音。應鍾之聲、抵于羽音、故曰比於正音也。蕤賓之聲、徵與角之

間、故曰不比於正音也」(城山先生曰く、蓋し五音を正音と為す。応鐘の声羽音に抵る、故に正音に比すと曰うなり。蕤賓の聲は、徵と角の間、故に正音に比せずと曰うなり)という書き入れがある。これは、『校正天文訓』の注と同じ文であり(ただし、『校正天文訓』は「抵」を「低」に作る)、『校正天文訓』に基づき書かれたといえる。

第七段第二章

和刻本の「故人修八尺、尋自倍、故八尺而爲尋」について、「城山先生曰、倍下脱是爲常三字」(城山先生曰く、倍の下、是爲常の三字を脱す)という書き入れがある。『校正天文訓』では「故人修八尺、故八尺而爲尋、尋自倍是爲常」とし、「流布本、有尋自倍三字、恐衍文」(流布本、尋自倍の三字有り、恐らくは衍文)と「流布本、脱尋自以下六字、恐誤。今補之」(流布本、尋自以下の六字を脱す、恐らく誤り。今之れを補う)という二つの注を附す。後半部分は書き入れと『校正天文訓』は合致するが、前半の三字を削る点について、書き入れでは言及していない。

第九段第一章

和刻本で「柳一、五星七星張翼」とある箇所には、「五星二字、可削」(五星の二字、削るべし)と書き入れがある。『校正天文訓』では「柳十五、星七張翼」とあり、特に注記はない。道藏本、北

宋本は「七星」とあるが、四庫本、集解は「星七」となっており、書き入れと『校正天文訓』との相違は、参照とするテキストの相違によって生じたと考えられる。

第九段第四章

和刻本で「癸越」となっている箇所について、「癸越、恐癸趙誤」(癸越、恐らくは癸趙の誤り)と書き入れがある。城山は「癸越」(越は小字)のまま、特に注記していない。

第九段第五章

和刻本で「戊巳四季土也」とある箇所について、書き入れで「四季、蓋言丑辰未戌也」(四季は、蓋し丑辰未戌を言うなり)と指摘する。『校正天文訓』は「戊己丑辰未戌四季土也」(四季土也は小字)と、同じ四字を本文に追加している。両者の見解は共通している。

このように、城山に言及する書き入れはわずかであるが、泊園書院の天文訓理解には、確かに中山城山の知識が盛り込まれていることがわかる。

おわりに

本稿では、江戸時代の儒者中山城山の『校正天文訓』の後半部

分について、翻刻・訳注を行うとともに、泊園文庫所蔵の和刻本『淮南子』と『校正天文訓』を比較し、知識の継承について検討した。

その結果、和刻本の書き入れの多くが、中山城山の『校正天文訓』と見解を同じくすることが明らかとなった。これは、城山の見解を弟子の藤澤東暎が受け継ぎ、さらに藤澤南岳にも継承されていたことを意味する。恐らく、泊園書院の講義でも取り入れられたであろう。

『校正天文訓』は、泊園書院の天文学研究においても欠かさすことのできない貴重な資料といえることができる。

注

- (1) 『芸文類聚』に、「十洲記曰、扶桑在碧海中、上有天帝宮、東王所治有樞。樹長数千丈二千圍」とある。
- (2) 『史記』天官書。
- (3) 『史記』律書。
- (4) 『史記』律書の正義に、欠文として指摘がある。
- (5) 『史記』周本紀の集解、『太平御覽』卷六八一などに引用される。
- (6) 『史記』律書にはなく、『漢書』で加えられた部分。
- (7) 『史記』天官書の索隱に引用される。
- (8) 『通占大象曆星經』卷上に、「鉤陳六星、在五帝下、爲後宮。大帝正妃、又主天子六軍將軍、又主三公」とある。
- (9) 『通占大象曆星經』卷上。
- (10) 『漢書』律曆志下。
- (11) 『漢書』匈奴伝の顔師古注に、「跛行、凡有足而行者也」とある。

- (12) 『史記』曆書。以下同様。
- (13) 『爾雅』積天。以下同様。
- (14) 『爾雅』のこと。
- (15) 『書経』大禹謨に「与其殺不辜、寧失不經」とあり、正しい道にそむいていること、法律通りに処刑しないこと、また根拠のないことばを意味する。無稽に同じ。
- (16) 文字が似ていて伝写の過誤が多いことを言う。『抱朴子』遐覽に「書三寫、魚成魯、帝成虎」、「呂氏春秋」察傳に「有讀史記者曰、晉師三豕涉河、子夏曰、非也、此己亥也、夫己與三相近、豕與亥相似、至於而問之、則曰、晉師己亥涉河也」とあるが、文字の形が近いことから誤りが生じたことを「魯魚亥豕」といった。
- (17) 八公は、淮南王劉安の八客のこと。すなわち左呉、李尚、蘇飛、田由、毛披、雷被、晉昌、伍被を指す。
- (18) 試食する。

Translation and Commentary of Nakayama Jozan's "Proofreading of the Astronomical Chapter in Huainanzi" (paragraphs 6~12) and Inheritance of Knowledge to Hakuen-Shoin

TAKAHASHI Ayano

I reprinted Jozan's annotation of Nakayama Jozan's "Proofreading of the Astronomical Chapter in Huainanzi," as well as translating and annotating these pieces and studied the amount of knowledge inherited by Hakuen-Shoin.

"Huainanzi" in Hakuen Bonko includes entries for Fujisawa Togai and Fujisawa Nangaku, followed by the content of "Proofreading of the Astronomical Chapter in Huainanzi". In other words, knowledge of Nakayama Jozan is indeed inherited in understanding the Astronomical Chapter at Hakuen-Shoin.

"Proofreading of the Astronomical Chapter in Huainanzi" is also considered material indispensable for the astronomical research of Hakuen-Shoin.

キーワード：中山城山 (NAKAYAMA Jozan)、『淮南子』 ("Huainanzi")、『校正天文訓』 ("Proofreading of the Astronomical Chapter in Huainanzi")

